

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画道路三・六・一〇一号中須父石線、三・六・一〇三号広谷出口線、三・六・一一一号西町府中公園線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十五年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画道路三・六・一〇一号中須父石線

三・六・一〇三号広谷出口線

三・六・一一一号西町府中公園線

二 都市計画を変更する土地の区域

府中市目崎町字矢現、字加一、出口町字岩肌、字寺窪、府中町字下本町

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木局都市計画課、府中市まちづくり部まちづくり課

四 縦覧期間

平成二十五年六月六日から平成二十五年六月二十日まで